

■ 気象警報発表時等における保育の実施について【第 5 版】～ 保育所・認定こども園・地域型保育施設版～

(令和 8 年 5 月 29 日から適用)

□ 避難情報の警戒レベル 3 以上が発令された場合

登園前 / 登園中に発令された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発令された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後 7 時から当日午前 7 時までに発令が解除された場合	午前 8 時 30 分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前 7 時から午前 11 時までに発令が解除された場合	午後 1 時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前 11 時以降に発令が解除された場合	臨時休園とします。

※警戒レベル 3 以上の発令が解除された後も各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その際は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 防災気象警報(暴風警報・暴風雪警報・**危険警報(大雨・氾濫・土砂災害)**・**特別警報(大雪・大雨・氾濫・土砂災害・暴風・暴風雪)**)が発表された場合

登園前 / 登園中に発表された場合	登園を見合わせて、安全な場所に避難をしてください。
登園後(保育中)に発表された場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。
前日午後 7 時から当日午前 7 時までに警報が解除された場合	午前 8 時 30 分から保育を開始します。(給食の提供アリ)
当日午前 7 時から午前 11 時までに警報が解除された場合	午後 1 時から保育を開始します。(給食の提供ナシ)
当日の午前 11 時を過ぎてから警報が解除された場合	臨時休園とします。

※その他の警報(大雨・洪水・大雪警報等)が発表された場合については、原則、通常保育を行います。各園の状況に応じて、臨時休園等の措置を行う場合があります。その場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

□ 震度 5 弱以上の地震が発生した場合

※翌日以降の保育の実施については、施設の点検や安全確認を行った上で判断をします。休園等の措置を行う場合は、各園からメール配信システム等を通じて保護者の皆様に連絡します。

登園前 / 登園中に発生した場合	臨時休園とします。
登園後(保育中)に発生した場合	原則、全ての保育活動を中止し、各園から保護者の皆様に園児のお迎えを依頼します。